

大阪府福祉部障がい福祉室長 様

要 望 書

平成30年8月28日

障害者団体大阪協議会

要 望 項 目

1. 「障害者差別解消法」について

2016年4月に障害者差別解消法が施行されましたが、この法に抵触すると思われる事案で排除された当事者になった場合はどこに相談すれば良いのかわかりません。相談先を現状はどんな手段で周知されているのでしょうか。府民に分かり易く、広く周知させる手段を講じられるようにしてください。

(脊損協会)

2. 「福祉医療費助成制度」について

2018年4月からの改訂により、訪問看護ステーションの利用料が合算されたすかっています。しかし、1医療機関・1薬局の利用毎に上限500円の負担。また、今までは1医療機関2回で1,000円迄の負担上限はありましたが、4月からは負担上限はありません。このことは、いかなる負担が重度障害者に重くのし掛かるのか真剣に考えていただきたい。

ある重度の障害を持つ方は、月額13,000円自己負担しなければならず、年金と特別障害者手当での10万そこそこの収入から支払わなくてははいけません。償還制度があるとはいえ、戻ってくるのは早くて2~3ヵ月後です。

医療費自己負担に加え、採尿バッグやオムツその他の備品、そして受診のための交通費等、払える余裕などこれっぽっちもありません。

4月から3ヶ月間、配食弁当を止めて支払うことにしましたが、生きていけるかどうか、わかりません。

自己負担管理表を作成して上限の3,000円になったら、負担しなくて良いとか、高額療養費に適用されている「委任払い」の導入を進める等、窓口での自己負担が3000円を超えないように何らかの対策を施してください。

(脊損協会)

3. 通院リハビリ制度に関して

大阪府下において、理学療法士、作業療法士が常勤しているリハビリセンターを持っている病院では、一見の患者の通院リハビリを受け入れてくれる病院がないと理解しています。あるのは、手術をした病院及び手術後にリハビリをした病院で特別に主治医の特別な配慮で受け入れてくれる場合のみであります。

障害を持つ中で通院リハビリを求める声が多くあります。一見の患者でも通院リハビリを受け入れてくれる病院ができる体制にしてください。

(脊損協会)

4. 障害者用トイレに関して

脊髄損傷で手が不自由な場合、手をお尻に回せないため、排便後にお尻を拭けないので、乾燥機能ウォッシュレットが不可欠です。トイレを快適かつスムーズに利用できるために、府下の公共施設や公園の公衆便所等、また災害時の避難場所の車イストイレに乾燥機能ウォッシュレットを設置するようにしてください。

障害者差別解消法の合理的配慮の観点からも是非とも実現してください。

(脊損協会)

5. 路線バスにノンステップバスの普及に関して

大阪市内の路線バスは殆どがノンステップバス対応になっていますが、大阪市以外ではまだまだ設置率が低いのが現状です。

障害者の社会参加等が増加する中で、とりわけ車イス障害者の移動には電車や地下鉄とともに路線バスは不可欠です。

また、ノンステップバスは車イス障害者だけでなく、足の不自由な障害者や高齢者さらには子どもにとっても安全に乗り降りができます。

大阪府内の路線バス会社に対し、早急にノンステップバスの導入率を高めるように要請・指導してください。

なお、バスのバリアフリー化の一つとして、スロープで乗降を対応される車両もありますが、傾斜がきつく危険です。スロープでなくノンステップバスへの切替を求めます。

(脊損協会)

6. 鉄道駅のホームドア設置について

近年、駅のホームでの視覚障害者等の転落等で事故が相次ぎ、ホームドアの設置駅が徐々に増えてきています。

しかし全体から見ればまだまだ少数の駅です。駅の利用者数に関わらず、全ての駅でのホームドアの設置が必要と思います。

視覚に障害を持つ方だけでなく全ての障害者や高齢者、また妊婦や子ども等も転落の危険にさらされています。

大阪府下において、鉄道駅でのホームドア設置を推進するための補助金等の支援を強め、設置計画を明らかにするようにしてください。

そのために鉄道事業者に対し、行政として強く求めてください。

そしてホームから落下して死亡する痛ましい事故をゼロにしてほしい。

(脊損協会)

7. 全ての列車に車イスの方が利用できるようにしてください

一部の鉄道会社においては、車イス使用者は一部の特急電車のみしか利用できません。車イスの最大サイズを業界で決定し、鉄道各社へ車イス使用障害者も将来的に全列車を利用できるよう鉄道事業者に求めてください。

(脊損協会)

8. 情報アクセスとコミュニケーションの権利保障に関する条例を制定

してください。

障害者、難病、高齢者、外国人など、また IT 機器が使えない、持てない人たちは情報へのアクセスが困難であり、ましてやコミュニケーションが保障されているとは言えません。大阪府においては市町村によって情報のアクセスやコミュニケーションにおいて格差が生じています。情報へのアクセスや意思疎通に困難が生じている府民に対してアクセスとコミュニケーションを保障してください。

(難聴協)

9. 緊急時、災害時の中途失聴・難聴者対応策として、避難所に補聴器電池

と人工内耳電池の備蓄と文字表示による連絡体制を必ずとれるように

してください。

音声による情報提供だけでは聴覚障害者には十分な情報が届きません。筆談、文字表示、要約筆記者の配備など緊急時の対応策を整えてください。また、補聴器電池や人工内耳電池は聴覚障害者の生活に不可欠なものです。

(難聴協)

10. 府下の中途失聴・難聴者が居住市町村に関わらず、同等な意思疎通支

援を受けられるよう実施状況の平準化を促進してください。

府下の市町村の要約筆記の派遣事業の実施状況には格差があります。府下の中途失聴・難聴者が必要なときに必要な意思疎通支援を受けられるように市町村に働きかけてください。

(難聴協)

1 1. 受動喫煙防止を主とした禁煙条例を制定してください。

当会定款により、会の目的として禁煙運動を進めている。

(阪喉会)

(脊損協会) 一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会
(難聴協) 特定非営利活動法人 大阪府中途失聴・難聴者協会
(阪喉会) 公益財団法人 阪喉会